

○豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

制定 平成19年3月29日 規則第4号

改正 平成20年3月6日 規則第1号
平成24年3月30日 規則第5号
平成27年3月24日 規則第3号
平成28年7月22日 規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年組合条例第11号。以下「条例」という。）第12条に基づき、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第3条 審査会の議事は、議事録として記録しておかなければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第4条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料（以下「提出資料」という。）について、条例第5条第4項の規定に基づき鑑定を求めるときは、当該提出資料を提出した審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）の意見を聴くことができる。

(閲覧等の手続)

第5条 条例第8条第2項の規定により提出資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めようとする審査請求人等は、審査会提出資料閲覧等請求書（第1号様式）を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の審査会提出資料閲覧等請求書の提出があったときは、速やかに、閲覧等の諾否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により当該提出をした審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

(1) 求めがあった提出資料の全部の閲覧等を承諾するとき 審査会提出資料閲覧等承諾通知書（第2号様式）

(2) 求めがあった提出資料の一部の閲覧等を承諾するとき 審査会提出資料閲覧等一部承諾通知書（第3号様式）

(3) 求めがあった提出資料の閲覧等を拒否するとき 審査会提出資料閲覧等

拒否通知書（第4号様式）

（写しの交付に要する費用）

第6条 条例第8条第4項に規定する提出資料の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に招集される審査会の招集及び会長が決定されるまでの審査会の議長は、管理者が行う。

附 則（平成20年3月6日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日規則第3号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月22日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表

区 分	方 法	金 額
写しの作成	乾式複写機による複写	用紙1枚につき10円
写しの送付	郵便	郵便料金の額

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 この表において「用紙」とは、日本工業規格A列3番までの大きさの用紙をいう。
- 3 写しの作成について、日本工業規格A列3番を超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、管理者が別に定める額とする。

第2号様式

第 号
年 月 日

審査会提出資料閲覧等承諾通知書

様

豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会
会 長



年 月 日付けで求めのあった審査会への提出資料の閲覧等については、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会条例第8条第2項の規定により、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

提出資料の名称 又は内容	
閲覧等の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
閲覧等の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
閲覧等の場所	
審査会事務局	豊中市伊丹市クリーンランド総務課 電話

注1 閲覧等を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 当日都合が悪い場合その他閲覧等についてのお問い合わせは、審査会事務局にご連絡ください。

第3号様式

第 号
年 月 日

審査会提出資料閲覧等一部承諾通知書

様

豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会
会 長



年 月 日付けで求めのあった審査会への提出資料の閲覧等については、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会条例第8条第2項の規定により、次のとおり一部承諾することとしましたので通知します。

提出資料の名称 又は内容	
承諾しないこととした部分	
承諾しない理由	
閲覧等の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
閲覧等の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
閲覧等の場所	
審査会事務局	豊中市伊丹市クリーンランド総務課 電話

注1 閲覧等を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 当日都合が悪い場合その他閲覧等についてのお問い合わせは、審査会事務局にご連絡ください。

第4号様式

第 号
年 月 日

審査会提出資料閲覧等拒否通知書

様

豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会
会 長



年 月 日付けで求めのあった審査会への提出資料の閲覧等については、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会条例第8条第2項の規定により、次のとおり拒否することとしましたので通知します。

提出資料の名称 又は内容	
承諾しない理由	
審査会事務局	豊中市伊丹市クリーンランド総務課 電話